

青森県報

第七百五十二号

令和六年
四月二十二日
(月曜日)

目次

告示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………
が生活習慣病・
対策課 …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………
障が
福祉課 …… 二
- 道の指定……………
(建築住宅課) …… 二
- 公 告
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………
(構造政策課) …… 三
- 出先機関
- 土地改良区の役員就任及び退任……………
(三八地域
民局) …… 三
- 土地改良区の役員の退任……………
(上北地域
民局) …… 四
- 土地改良区の役員の就任……………
(同) …… 四

告 示

青森県告示第二百六十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百

二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
	難病指定医	指定医区分	村上秀一	村上新町病院	青森市新町二丁目の一三	内臓科、腎臓科、小児科、消化器科、呼吸器科、循環器科、泌尿器科、皮膚科、外科、眼科、耳鼻科、歯科、放射線科、血液科、心臓血管科	令和六・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指
大高 英之	杉山 尚樹	奥山 文	子齋藤 百合	今井 篤	石人双仁会黒院	病つが五つがる総合	病研究人公益財団法人鷹揚郷法	病研究人公益財団法人鷹揚郷法	病研究人公益財団法人鷹揚郷法
黒石市大字黒石	五所川原市字岩	八戸市大字白銀	八戸市田向三丁目一	弘前市大字本町	黒石市大字黒石	木町一二の三	青森市大字石江	弘前市大字小沢	弘前市大字小沢
内科	内分秘・糖尿・代謝内科	糖尿病・内分泌科	形成外科	泌尿器科	内科		泌尿器科		泌尿器科
〃	〃	〃	〃	六・四・一	〃	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前
定難病指	定難病指
高橋 一徳	高橋 一徳
児科 胃腸科 小	たかはし内科 消化器科
弘前市大字取上二丁目九の一	弘前市大字富野町一
内科	消化器科
〃	〃

青森県告示第二百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業を廃止年月日
名 称 主たる事務所の所在地	名 称 所在地
特定非営利活動法人シニアネット 弘前	令和六・四・三〇
株式会社杉の子会	〃
弘前市大字城東中央四丁目七の三	〃
〃	〃
就労継続支援A型	〃
〃	〃
就労継続支援A型事業所 シヨイネット大町	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃

青森県告示第二百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項の規定により、次のとおり道を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則

第二十号)第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及びおいらせ町役場に備え置
いて縦覧に供する。

令和六年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

位 置	おいらせ町瓢九五の三、九 五の一の内、九三の二の 内、九九の四の内、九五の 三の先、九三の二の先及び 九九の四の先	延 長	四六・四〇 メートル	幅 員	四・〇〇 メートル	指 定 年 月 日	令和六年四月十日
-----	---	-----	---------------	-----	--------------	-----------	----------

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一
項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年四月二十二日認可したので、
同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年四月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社大柳農園	青森市	青森市大字大野字前田一一七	
三上 豊	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町大字八幡館字広田三二	
白戸 卓郎	南津軽郡田舎館村	南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田二四 の三ほか七筆	

白戸 卓郎	南津軽郡田舎館村	南津軽郡藤崎町大字水木字村元一一
笹森 雅也	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字徳下字一本木一〇 の一ほか一筆
木村 博昭	つがる市	つがる市木造菰樋大橋一八六ほか二筆
福士 健太	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水一七 五の一ほか二筆
杉山 秀明	十和田市	十和田市大字赤沼字下平五九六
附田 隆三	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字折茂字前田一五八の 一

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、中
市筒口土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第
十八項の規定により公告する。

令和六年四月二十二日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	手倉森 齊	三戸郡五戸町大字倉石中市字天満二九 の一	令和 六・四・一就任
〃	勝山 薫	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字越掛沢三二の一	〃
〃	川村 哲夫	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字下新井田六四の二	〃
〃	奥山 弘志	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字銀杏木一の二〇	〃
〃	小渡 松雄	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 大字倉石中市字小渡三五	〃

